



介護の魅力と価値を高めるのはあなたです

# 介護福祉経営士 ニュース KFK News

2024  
**3.29**  
No.117



特集

## 令和6年度介護報酬改定 加算算定を解説 今後の介護経営は 加算算定が明暗を分ける

### CONTENTS

特集

令和6年度介護報酬改定  
加算算定を解説  
今後の介護経営は  
加算算定が明暗を分ける 2

●今月の「介護ビジョン」 4

●推薦図書のご案内 5

●第8回「介護福祉のみらい」  
作文コンクール  
入選作品掲載 6

●イベント紹介  
●介護福祉経営士  
WEB説明会のご案内 8



一般社団法人  
日本介護福祉経営人材  
教育協会

お問い合わせ先

一般社団法人日本介護福祉経営人材教育協会 事務局  
☎ 03-3553-2896  
<http://www.nkfk.jp>  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目20番5号  
S-GATE八丁堀9階  
制作：株式会社日本医療企画

# 今後の介護経営は加算算定が明暗を分ける

令和6年度介護報酬改定の改定率はプラス1.59%と公表されたが、介護職員の処遇改善0.98%が含まれており、実質的な改定率は0.61%に留まった。近年の物価上昇を考えるとマイナス改定である。この現実から、これからの収入確保は加算算定が重要となっていくことが明らかになったといえる。各介護サービスの加算について、前号に引き続き、小濱道博氏(小濱介護経営事務所代表)に解説いただく。

## 大きく算定要件が変わった居宅介護支援

居宅介護支援では、ターミナルケアマネジメント加算の対象疾患に制限がなくなった。これまでは末期ガンのみが対象であったので、算定対象が大きく拡大したことになる。同時に特定事業所医療連携加算の算定要件において、ターミナルケアマネジメント加算の算定回数が、これまでの5回以上から、一気に15回以上にハードルが上がった。確実に小規模事業者は算定が困難となった。ケアマネジャーの在籍人数が多い大規模事業所でない限りは難しいといえる。とはいえ、ターミナルケアマネジメント加算は400単位、特定事業所医療連携加算は月125単位である。可能な限り、システムの死亡日に訪問できる体制を構築して算定を目指すべきである。

6年に一度の医療と介護の同時改定によって、情報連携加算関連も変更が加えられた。入院時情報連携加算は、既存の情報提供期日が3日以内(200単位)と7日以内(100単位)であった算定要件を、当日中(250単位)と3日以内(200単位)に短縮した。これは、7日も経ったら、すでに病院は準備を終えており遅すぎることが理由である。では、新たな報酬区分はどちらを算定すべきか。これは圧倒的に当日中(250単位)である。入院日以前の情報提供が可能となり、算定しやすくなっている。現在の算定要件では、入院日以前の情報提供は不可である。体調急変による緊急搬送でなければ、通常は持病関連での入院であり、一週間前以前に入院日は設定される。その間に情報提供すれば良いのであるから余裕を持った対応ができる。何らかの理由で入院日前の情報提供ができなかった場合は、3日以内に切り替えれば良い。

もう一点は、通院時情報連携加算である。この加算は前回令和3年度改定で創設された。利用者が病院に通院するときにケアマネジャーが同行訪問し、主治医師と情報交換することで50単位が算定できる。この通院対象に歯科医師が追加された。今年度のケアマネジャーの法定研修カリキュラムの変更において、誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメントが大きく取り上げられる。誤嚥性肺炎は高齢者

に多い死亡要因である。その予防においては口腔ケアが重要である。しっかりとケアプランに口腔ケアを位置づけることが求められ、歯科医師との連携も重要であることが示された一例である。このように、加算を検討するときは、その意味を理解することが大切な要素となる。

口腔ケアに関しては、訪問系サービスに口腔連携強化加算が創設された。この加算は、事業所の職員が利用者の口腔の健康状態を評価して、その結果を歯科医師と担当のケアマネジャーに報告することで月に一回、50単位を算定する。これによって、ケアマネジャーは毎月の利用者の状況を把握して、口腔ケアを適切にケアプランに位置づけることとなる。

## リハビリ、口腔ケア、栄養改善の一体的な提供とLIFE関連加算

今回の改定で、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護施設でのリハビリテーション、口腔ケア、栄養改善の一体的な提供が大きく位置づけられた。リハビリテーションマネジメント加算、短期集中リハビリテーション実施加算、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算、特養での個別機能訓練加算などである。LIFEが始まって以来、この一体提供が重要度を増していた。特にリハビリテーションと栄養改善は密接な関係にある。今後は、リハビリテーションに偏ることなく、口腔ケア、栄養改善への取り組みが急務となっている。

介護施設では、退所時栄養情報連携加算が創設されて、特別食および低栄養状態と診断された利用者の栄養管理情報を退所後の主治医や施設の栄養士に提供することとなった。また、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションでは、理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行ったことを評価する退院後共同指導加算が創設されている。

LIFE加算の算定要件も見直されている。これまでLIFEへの提出頻度が加算によって異なっていた部分を、3か月毎に統一するとともに、算定要件の緩和を図っている。排泄支援加算は、尿道カテーテルの抜去も評価の対象とな

り、褥瘡マネジメント加算では、入所時に褥瘡がある入所者が治癒した後、褥瘡がない期間を評価する。

## 訪問介護は特定事業所加算の算定が明暗を分ける

訪問介護は基本報酬が2%以上も引き下げられた。通常の場合、介護報酬単位が引き下げられた場合の対応策として、稼働率のアップと加算算定を進めるのが定石である。しかし、訪問介護は有効求人倍率が15倍を超えており、圧倒的なヘルパー不足の中での稼働率のアップは容易ではない。他の介護サービスであれば、加算を算定することでマイナス分をリカバーすることが考えられる。しかし、特に訪問介護は、加算の種類が最も少ないサービスである。そのような状況下で、唯一の可能性が特定事業所加算の算定である。その中でも、区分IVは3%の加算率であり、この区分を算定することで基本報酬のマイナスは補填できる。算定要件も、会議や研修の実施といった基本要件を満たした上で、サービス提供責任者を規定よりも1名多く配置すること、または勤続7年以上の介護職員が30%以上という算定要件とのいずれかを満たすことで算定が可能となる。この勤続年数もQ&Aにおいて、同じ法人内であれば、他の介護サービスでの介護職員としての勤務年数を通算できるとされたため、算定しやすくなったといえる。ただし、すでにこの加算を算定済みの場合はマイナスの補填は不可となり、厳しい事業所運営を強いられる。しかし、もともと特定事業所加算の算定割合が少ないという事実から、多くの訪問介護の経営環境を改善する可能性は高い。

## 加算の上位区分が設けられた意味

定期巡回サービスの基本報酬はマイナス4.4%と最大規模のマイナスとなった。基本報酬の月額単位としては700単位前後のマイナスである。過去において、ここまでのマイナス査定は平成27年度の小規模デイサービス以来である。そのような中で、総合マネジメント体制強化加算に上位区分が設けられた。もちろん、新たな算定要件というハードルを越えないと算定できない。その上位区分は200単位のプラスとなることから、この算定は必須となっている。では、この200単位はどこから持ってきたのか。それは、既存の区分1000単位を800単位に減額して付け替えたのだ。この手法は、他の加算でも多く見受けられる。今回の報酬審議において、メリハリという言葉が何度も語られている。今回の介護報酬はメリハリの改定である。どこかを引き上げたら、どこかを引き下げる。これがメリハリである。基本報酬が700単位下げられた中で、この上位区分を算定するこ

とでマイナスは500単位に軽減される。しかし、上位区分を算定できない場合は、マイナスが900単位に増大する。

今回の加算算定では、同じサービス内での二極化が拡大することとなる。算定基準というハードルを越えられない場合、事業収益が大きく減少することとなる。今回の報酬改定では、明らかにレベルアップが求められている。この上位区分については、訪問看護の初回加算、特定施設の夜間看護体制加算、老健の初期加算やリハビリテーションマネジメント計画書情報加算、短期集中リハビリテーション実施加算、かかりつけ医連携薬剤調整加算、多機能型の認知症加算、通所リハのリハビリテーションマネジメント加算などに設けられている。

## 新興感染症への対応と認知症加算の見直し

コロナ禍は過去のものとなり、新たな未知のウイルスへの対策として、高齢者施設等感染対策向上加算と新興感染症等施設療養費が創設された。コロナ禍の3年間の経験を踏まえて、日頃からの感染対策を求めるとともに、新たなウイルスによるパンデミックが発生した場合も可能な限り入所者を入院させずに施設内で療養することを評価する。

認知症に関しては、ほとんどの加算の算定要件が見直された。新たな加算として、グループホーム、介護施設を対象に、BPSD(認知症の行動・心理症状)を予防する観点からチームケアに取り組むことを評価する認知症チームケア推進加算が創設されている。これは基本的に、プロセス評価の加算であるために、アウトカムは求められない。

## 介護職員等処遇改善加算と職場環境等要件の見直し

6月からは、現行の介護職員処遇改善3加算が廃止となり、新たに創設される介護職員等処遇改善加算に一本化される。特例として、令和6年度末(令和7年3月)までは、区分Vが設けられて、処遇改善加算Ⅲ区分を算定するなど、すぐには新加算の要件をクリアできない場合の措置とされている。ポイントは、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップとすることである。この新加算の算定率には、2年分の賃上げ分を含んでいる。そのため、6月に移行した段階で算定率は現行の3加算と2月からの支援補助金を合計した加算率より高く設定している。この増加分は、6月から前倒しで支給しても良いし、令和7年度に繰り延べして7年度に支給しても良いとされている。しかし、これは2つの問題を抱える。一つは、繰り延べして増額した部分

の賃金相当分が令和8年度以降の加算で補填されないこと。すなわち、8年度以降は自腹となる。2つ目は、繰り延べした部分の収益は令和6年度の収入となり、法人税の課税対象となることだ。厚生労働省は、この税金対策として、賃上げ促進税制の活用を挙げているが、一般的でない。それらを勘案すると、6月から前倒しでの支給がベストの選択といえる。

介護職員等処遇改善加算の算定要件である職場環境等要件では、生産性向上のための業務改善の取り組みを重点的に実施すべき内容に改められている。それは、業務改善委員会の設置、職場の課題分析、5S活動、業務マニュアルの作成、介護記録ソフト、見守りセンサーやインカメラの導入、介護助手の活用などである。この要件は、令和7年度からの適用であるが、小規模事業者にはハードルが高く、特例措置が設けられている。しかし、施設系を中心に生産性向上を求める方向は強化されていて、業務改善やICT化に先進的な取り組みを行う介護施設等を評価する生産性向上推進体制加算が創設され、この加算を算定することで職場環境等要件の生産性向上の部分をクリアする。

## 加算とは何か

これまで、介護事業者の中には加算の算定を敢えて避ける風潮があった。それは、加算の算定によって利用者の自己負担が増加すること、担当のケアマネジャーが加算の算定の少ない事業者を優先する傾向があったことなどが理由である。しかし、令和6年度介護報酬改定において、基本報酬の引き上げが叶わなかった現実から、これからの収入確保は加算算定が重要なテーマとなっていくことが明らかになった。そもそも加算とは、国が介護事業者に求めるハードルに報酬をつけたものだ。加算をより多く算定する事業所は、国に従った質の高い事業所と評価される。逆に、加算算定ができない事業所は、国の求めるレベルに達していない質の低い事業所だということを理解する必要がある。



### 小濱 道博氏

小濱介護経営事務所 代表  
一般社団法人日本介護経営研究協会  
専務理事 (NKK)

## 地域介護経営

Care Vision

地域のニーズをすくい上げ  
地域から超高齢社会を支えていくための  
視点を具体的事例とともに掲載

# 介護ビジョン

今月の

### 第1特集

## 共生型サービス

—「介護」「障害」の枠組みを超えて

高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくすることを目的に、2018年度からスタートした「共生型サービス」。  
地域共生社会を構築・推進していくきっかけともなる制度として期待されるが、なかなかサービスが広がっていないのが実情だ。  
実際にサービスを行う事業者の方々は、取り組みの意義や課題、今後の展望などをどうとらえているのだろうか。

**解説** 地域共生社会を切り拓くという確信をもって取り組んでほしい  
平野隆之(日本福祉大学大学院 特任教授)

#### 事例1 —case.1—

地域での暮らしを大事にする限り  
できるところまで対応を続けたい  
社会福祉法人彩会 指定居宅支援事業れいじ〜/  
共生型訪問介護、重度訪問介護等  
大久保政宏(管理者)

#### 事例2 —case.2—

利用者と“いい出会いだった”と  
思えるような場所にしていきたい  
一般社団法人一粒福祉会  
デイオアシスマほろば/共生型生活介護  
佐々木美知子(統括管理者)

#### 事例3 —case.3—

双方向の関係性のなかで  
職員が成長する機会になっている  
社会福祉法人小田原福祉会潤生園/共生型ショートステイ  
井口健一郎(社会福祉法人小田原福祉会理事  
特別養護老人ホーム潤生園施設長)

#### 事例4 —case.4—

お互いに優しくでき  
安心できる場所をめざして  
社会福祉法人西中国キリスト教社会事業団  
広島キリスト教社会館/共生型生活介護  
林修二(センター長)

2024年4月号

(2024年3月20日発売)



<http://www.jmp.co.jp/carevision/>

- 毎月20日発行
- 定価: 1,430円(税込)
- 定期購読料: 17,160円(税込)
- ※ 会員価格は13,728円(税込)

【購入に関するお問い合わせ】  
株式会社日本医療企画 Tel:03-3553-2891

### 第2特集

## 戦力になる可能性は? 介護現場のAI活用



好評  
発売中

# 国民の介護白書 2023年度版

幸せな長寿社会を実現する「介護の教育」

誰もが介護と関わるのが想定される長寿時代、必要になってから介護の知識を得るのでは遅すぎるのではないのでしょうか。また、中高齢や高齢期になると介護について身近に感じるものが多くなるものの学ぶ機会は多くありません。

さらに現在では、ヤングケアラーが社会問題となっていますが、子ども本人に自覚がないままヤングケアラーとなっているケースもあり、支援が遅れる要因になることもあります。

世界トップクラスの高齢化大国において、国民一人ひとりの介護の知識レベルや理解力を向上させることは、介護の課題を解決していくための重要な取り組みであり、全世代で社会を支える意識を醸成することにもつながるものと考えます。

本書では、子どもの介護教育から、中高年になったら学びたい老年学・死生学等々まで、さまざまな介護教育の取り組み等を取り上げ、紹介していきます。このような動きが広がっていき、全世代型“介護教育”が推進され、年齢を重ねても介護が必要になっても幸せだと思える社会を実現することを目的に本書を発刊します。



- 編集：『地域介護経営 介護ビジョン』編集部
- 企画・制作：ヘルスケア総合政策研究所
- 発行：株式会社日本医療企画
- 定価：4,400円（本体4,000円＋税10%）
- 会員価格3,520円（本体3,200円＋税10%）

## 目次

### 【特別インタビュー】

#### 介護教育の行方

——介護のすそ野を広げる入門的研修と今後の展望

吉田昌司（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室室長）

### 【序章】

#### 介護教育の重要性

——「現在」「将来」の自分・家族、そして社会のために

### 第1部 学校における介護の教育

- 第1章 小・中学生が学ぶ介護
- 第2章 高等学校・専門学校等で学ぶ介護
- 第3章 介護福祉教育の本質と課題

### 第2部 社会における介護の教育

- 第1章 介護事業者による介護の教育
- 第2章 企業による介護の教育
- 第3章 地域による介護の情報発信

### 第3部 高齢期の介護と老年学

- 第1章 高齢期の幸福感とエイジズム
- 第2章 生と死を学ぶ場より  
——かけがえのない「いのち」の意味を問う
- 第3章 「心の介護」の教育  
——「仕事介護」と「家族介護」が支え合う未来へ



vol.4

## 第8回「介護福祉の未来」作文コンクール 入選作品掲載

佳作

### 「自分のために 人のために」

ささき おみと  
佐々木 臣斗さん

(佐賀県立神埼清明高等学校 2年)

先月、現場実習が終わり真っ先に頭に思い浮かんだのは亡くなった祖父のことだった。祖父は僕が小さいころから体が悪く小学3年生のころには車いすで生活をしていてデイサービスにも通っていた。小学3年生のころの僕は、祖父がなぜ車いすに乗って生活しているのか、朝は車に乗ってどこへ行っているのか理解することができなかったが学年が上がるにつれ祖父の病気のことやデイサービスに通っていたことが分かるようになった。中学2年生の時、祖父を車いすに乗せ近くの病院まで押して行った。これが初めて自分が福祉に関わった瞬間だった。

初めて車いすを押す時は祖父を落とさないかと心配な気持ちでいっぱいだった。しかし祖父は「初めて車いすを押すのにじょうずだね」と褒めてくれた。この言葉があったからこそ実習で車いすを押す際に恐怖や不安がなく利用者の安全を考え押すことができたのだと思う。そして車いすを押すことに慣れてきた僕はデイサービスの迎えの際に玄関まで祖父を送ったり、病院の中を一緒に回ったり等介護や福祉にかかわることが多くなった。

僕が中学3年生になったころ祖父は入院することが多くなった。お見舞いに行っても寝ていることが多く、インフルエンザなどの病気が増えて面会もあまりできない状態だった。そんな中祖父が1週間だけ退院することになった。退院した祖父は家で笑顔になっていることが多く僕は嬉しかった。病院に戻る一日前の日に祖父が「ほんとに家において自分のやりたいことをやったりばあちゃんと出かけたりしたい

んだけどね」と言い僕はそれを聞いて絶対に叶えてあげたいと思った。

2月、僕は受験勉強などで忙しくお見舞いに行けなかったため電話で祖父と話をした。その時は笑い声が聞こえたり、祖父の声もいつもと変わらなかったため元気だと思った。しかし祖父は、次の日に亡くなった。僕はこの時2つ後悔した。祖父の願いをかなえることができなかったこと、最後に祖父の顔を見て話すことができなかったことだ。

葬儀の後祖母に「じいちゃんを今まで介護してくれてありがとう」と言われた。僕はこの時、人に感謝されるような介護ができる仕事に就きたいと思い、夢が決まった。

今までの自分は、めんどくさいことや自分がしたくないことから逃げてきたがこれからは、それすることによって自分のためになる、人のためにもなる、とポジティブに考え生活していきたいと思う。そして、利用者の方やその家族に感謝される人になるために実習で学んだことを生かしこれから頑張ろうと感じた。

#### 受賞者コメント

受賞することができてとても嬉しいです。福祉の勉強を深めて、人に頼られる介護福祉士になりたいと思います。

佐々木 臣斗さん



一般社団法人日本介護福祉経営人材教育協会は、将来を担う中学生、高校生が、介護や福祉の大切さを知り、未来に関する考えや思いを発表することを目的に、第8回「介護福祉のみらい」作文コンクールを実施しました。全国より応募総数638編の作品が寄せられ、黒澤貞夫審査委員長（日本生活支援学会会長／浦和大学名誉教授）のもと、厳正な審査を行いました。以下に入選作品を掲載いたします。

## 佳作

### 「介護や福祉に関する実体験で感じたこと」

いりえ ころろ  
入江 ココロさん

(栃木県立矢板高等学校 1年)

皆さんは、「介護」というお仕事についてどう思いますか。「大変そう」と少しマイナスなイメージをもっている方はいないでしょうか。その考えは確かに間違えではありませんし、多くの人々がもっている「介護」に対するイメージだと思います。しかし、私が初めて「介護」に対してもったイメージは「カッコいい」でした。

私の祖母は看護師として通所介護施設で働いていました。そんな祖母に「私の職場へ来てみないか」と言われるがままボランティアとして祖母が働いている職場へ足をこぶことになりました。施設には車いすや寝たきりの高齢者の方がたくさんいました。「じゃあ、これから夕飯の時間だからA子さんに食事介助をしましょうか」。A子さんは車いすで認知症を患っている方でした。食事介助を行っているとき、A子さんは一言も話しません。祖母は、「今日はA子さんの好きなお芋が出ますよ。良かったね」と声かけをしていました。私は何で声かけをしているんだろうと疑問を抱いたのと同時に驚いたことがありました。それはA子さん以外の利用者さんの好きなモノ、好きな事を把握していることでした。私はもつとたくさんを知りたいと思い、週に一回祖母の職場でボランティアを行うようになりました。「あの利用者さんはね、歌うことが好きなんだよ」と言われて、授業で習った昔の歌をその利用者さんに知っているか尋ねてみたり、施設の中で怖いと有名な利用者さんに少し怖がりながらもコミュニケーションを取って仲良くなったりなど、私にとっての週に一回がすごく幸せでした。そして、A子さんに食事介助をするときに私は、声か

けをしました。「A子さん、今日お芋出ますよ、良かったですね」と言いました。もちろんA子さんは一言も話しません。しかし、私は気づきました。ほんの少しA子さんは微笑んで頷いてくれました。「あ、私が言っていることしっかり届いているんだ」とすごく嬉しさを感じたのと同時にコミュニケーションの大切さを大きく感じました。この利用者さんは歌うことが好きだと知った次の日から昔の曲をたくさん聴くようになったり、この利用者さんは赤色が好きと知ったら、その利用者さんと折り紙のレクリエーションを行うときに「赤色ありますよ」と声かけをしていました。

あの日、施設にいる利用者さんのことを把握して穏やかに接している祖母に驚いてからどこからか「カッコいい」と思い、無意識にマネをしていたのかもしれませんが。祖母は私に介護の「カッコよさ」と「やりがい」を教えてくださいました。そんな私の将来の夢は介護福祉士になることです。そして、もう一つの夢は、介護をたくさんの人に深く考えてもらい、目標になってもらうことが私の夢です。

#### 受賞者コメント

今回は「佳作」という素晴らしい賞をいただき本当にありがとうございます。福祉の未来が少しでも明るくなるような活動をしていきたいです。

入江 ココロさん



## 日本国際交流センター

### アジア健康長寿イノベーション賞 2024

アジアにおける健康長寿の達成や高齢者ケアの向上に資する取り組みを表彰する国際賞が2024年の公募を開始する。

- 日時: 応募期間: 2024年2月28日(水)～5月31日(金)
- 対象とする取り組み:  
アジア諸国に知見やノウハウを共有する意思のある組織(企業、民間団体、自治体など)による高齢化による様々な課題のソリューションとなる革新的な取り組み(プログラム、サービス、製品、政策)
- 対象分野:  
(1)テクノロジー&イノベーション: 高齢者ケアの質と効率を高める技術・発想の応用事例  
(2)コミュニティ: 地域全体で高齢者の健康を支える事例  
(3)自立支援: 個々の高齢者の心身機能の維持・向上により、自立を促す事例
- 募集対象国・地域:  
アセアン加盟10か国、日本、中国(香港・マカオ・台湾含)、韓国
- 応募方法:  
以下の応募ページより募集要項をご確認の上、以下のE-mailアドレス宛に応募書類をお送りください。  
応募ページ: <https://www.ahwin.org/award/award-japan/>  
応募書類提出先: [hapi@jcie.org](mailto:hapi@jcie.org)  
提出期限: 2024年5月31日(金) 17:00

応募はこちら▼

<https://www.ahwin.org/award/award-japan/>

お問い合わせ

公益財団法人日本国際交流センター(JCIE)  
「アジア健康長寿イノベーション賞」  
運営事務局  
TEL: 03-6277-8682  
E-mail: [hapi@jcie.org](mailto:hapi@jcie.org)



## 高齢者住宅新聞社

### 24年度介護報酬改定に対応した施設運営とは～生産性向上・処遇改善加算を解説～

プログラム

第1部

2024年度介護報酬改定の概要と介護事業者の課題～「処遇改善」と「生産性向上」の対応の重要性～  
高野龍昭氏(東洋大学 福祉社会デザイン学部 教授)

第2部

入浴介助においてケア品質を確保し負担を軽減する方法～ウルトラファインパブルで実現する入浴介助の負担軽減～  
中尾祐二氏(金星 福岡営業部 MD課 サブリーダー)

第3部

質疑応答

- 日時: 2024年4月25日(木) 13:30～15:25
- 開催方法: オンライン
- 参加費: 無料
- 主催: 株式会社高齢者住宅新聞社
- 共催: 株式会社金星

※お申込みいただく前でご確認ください

- ・後日の配信はございません。
- ・セミナーは法人対象です。主な聴講対象: 介護事業者、医療法人など。
- ・複数名参加を希望されるご法人様は参加者ごとにお申込みください。
- ・主催・共催会社の意向により同業者の聴講をお断りする場合があります。

お申し込みはこちら▼

[https://www.koureisha-jutaku.com/sem-eve/kinboshisei\\_20240425/](https://www.koureisha-jutaku.com/sem-eve/kinboshisei_20240425/)

お問い合わせ

高齢者住宅新聞社  
オンラインセミナー事務局  
E-mail: [seminar@koureisha-jutaku.com](mailto:seminar@koureisha-jutaku.com)



## 保健・医療・福祉サービス研究会

### 2024年介護報酬改定に完全対応した先手必勝の法令遵守の運営指導対策

プログラム

- 2024年介護報酬改定に対応した新たな運営指導対策～運営指導が活発になる前に完全対応、備えあれば憂いなし～  
小濱道博氏(小濱介護経営事務所 代表/HMS 介護報酬・介護事業経営指導講師)
- 介護事業における近年の訴訟問題とリスク管理の具体策～行政の行き過ぎた指導例に泣き寝入りはよくない～  
外岡潤氏(弁護士法人おかげさま 代表弁護士)
- 全体質疑・全体討論

- 日時: 2024年5月29日(水) 13:00～17:00
- 開催方法: 会場 & オンライン(生中継・ZOOMウェビナー) & オンデマンド(再配信) & DVD & CD(選択可)
- 会場: アイオス永田町 2F セミナールーム(東京都千代田区永田町2-17-17)
- 参加料: 一般28,600円、HMS会員(法人・個人会員)25,740円、会報誌購読会員27,170円 ※税込

お申し込みはこちら▼

<https://www.hms-seminar.com/seminar/?id=1709903612-016512&ca=&le=&ar=>

お問い合わせ

保健・医療・福祉サービス研究会  
TEL: 03-6823-8700  
Mail: [info@hifsk.co.jp](mailto:info@hifsk.co.jp)



## 介護福祉経営士 WEB説明会のご案内

一般社団法人日本介護福祉経営人材教育協会では、「介護福祉経営士」資格や認定試験に関するWEB上での説明会を行っています。これまで、当協会では介護福祉経営士の受験を検討する法人などを直接訪問し「出前説明会」を開催してきましたが、今後はWEBも活用しながら介護福祉経営士の普及に努めてまいります。

「介護福祉経営士」について、資格取得のメリットや勉強方法などさまざまな情報を距離・場所の制約なく入手していただける機会となりますので、ぜひご活用ください。

お申し込みは当協会ホームページ(<http://www.nkfk.jp/demae.html>)より承っております。

